

リック生命共済は、全労済の共済制度と提携しております。以下のご案内を確認の上、お手続きをお願いいたします。



全国労働者共済生活協同組合連合会

マイナンバー(個人番号)ご提供のお願い

マイナンバー法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)の施行により、事業者が税務署に提出する支払調書に支払先のマイナンバー(個人番号)を記載することが義務づけられました。

このため、生命共済契約を引き受けている全労済では、共済金受取人等のマイナンバー(個人番号)の申告をお願いしております。

つきましては、番号の確認を行うための書類を「全労済 マイナンバー(個人番号)保護袋」に同封のうえ、請求書類とともにご提出いただきますようお願い申し上げます。

ご提供いただいたマイナンバー(個人番号)は、共済金等に関する支払調書作成事務のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

なお、ご提供後にマイナンバー(個人番号)が変更された場合には、速やかに全労済へお知らせください。

※ご提供いただいたマイナンバー(個人番号)について支払調書作成事務で利用しなくなった場合には、法令に基づき速やかに廃棄または削除いたします。また、他の共済契約における支払調書作成事務においても利用いたします。

ご提供方法

「 マイナンバー(個人番号)保護袋」と共済金請求書類を所属団体へ提出してください。

「 マイナンバー(個人番号)保護袋」
に同封いただくもの

A・**B**・**C** のいずれかの書類をご提出ください。

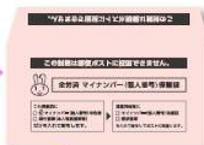
A 「個人番号カード」のコピー

B 「通知カード」のコピー

C 「住民票」または
「住民票記載事項証明書」のコピー

※個人番号記載のもの

共済金の受取人がご契約者(会員本人)様以外の場合には、「【契約者】マイナンバー(個人番号)申告書」もあわせてご提出願います。



⚠️「マイナンバー(個人番号)保護袋」は返信用封筒ではありません。大切な個人情報ですので、請求書と一緒に提出ください。



所属団体へ提出してください。

※共済金の受取人がご契約者(会員本人)様以外の場合には、<別紙>をご確認のうえ「【契約者】マイナンバー(個人番号)申告書」等、「全労済 マイナンバー(個人番号)保護袋」に同封しご提出ください。

共済金の受取人がご契約者(会員本人)様以外の場合には、以下の内容をご確認いただき、本紙も「全労済マイナンバー(個人番号)保護袋」に同封し、ご提出ください。

【契約者(会員本人)】マイナンバー(個人番号)申告書

全労済御中

契約者(会員本人)の個人番号を提供します。

契約者について、**A・B・C**のいずれかをご用意できますか？

いずれかをチェック

はい(用意できます)

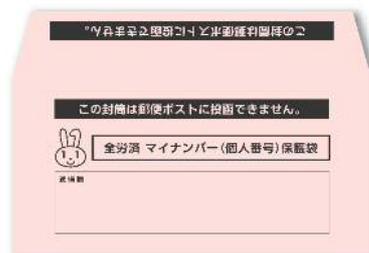
いいえ(用意できません)

<p>A 「個人番号カード」 カードのおもて面とうら面をコピーしてください。</p>  <p>【おもて面】 【うら面】</p>	<p>B 「通知カード」 カードのおもて面とうら面をコピーしてください。</p>  <p>【おもて面】 【うら面】</p>	<p>C ※個人番号記載のもの 「住民票」または「住民票記載事項証明書」 コピーしてください。</p>
--	--	--

A・B・C いずれか該当する書類をご提出ください。



「マイナンバー(個人番号)保護袋」に同封してください。



全労済処理欄	共済金センター			
	住宅損害サポートセンター			
	マイカーSC・SO			
	その他			